

第8期 雲南市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和5年10月23日(月) 13:30~14:52

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(14名)

4. 欠席委員(5名)

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第32号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議題33号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第35号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第38号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について
- ・議題39号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第4回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届の受理について ・災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る届出書の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いいたします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第32号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第32号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。15ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。 (担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で地目は議案書のとおりです。面積は15㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地の形状が悪い上に、JR西日本管理の線路及び遮断機が近くにあり安全に農作業が行えず、相当以前から不耕作で、今後も農地として使用することが困難であるということです。令和5年10月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などのやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
議 長	<p>この非農地証明申請の案件は、私の地元の事ですので私の方から補足説明をいたします。本日の議案の中で、議第32号の1番、33号の1から3番、34号の1番、36号の3番のそれぞれについては申請人が同じ案件で、申請人は相続財産管理人となっています。土地所有者は既に亡くなっており、相続人は9名いらっしゃいますが全員が相続放棄されたようです。従って、相続人がいない状況となっていますが、司法書士の相続財産管理人が裁判所の手続きを経まして、審判により亡き土地所有者の親戚にあたる人へ贈与することになったという経過がございます。それぞれの対象地は以前から進入路、管理地などになっており農地法の手続きが一切されず、登記上は全てが農地のままとなっています。近隣や申請人に尋ねましたが、当時の状況が分かる人はいませんでした。本来ですと転用を行ったものが申請をするべきですが、今回は裁判所の審判に基づき親戚へ所有権を移転するため、土地の現状に合わせて申請されるものです。この後、議案として出てきますが、こうした経過からの申請であることをご承知ください。このような状況を踏まえた土地ですので、相続人もおらず、裁判所の審判に基づいた案件となっていますし、土地の現状に合わせてそれぞれ申請がされているものとなっています。今回のような特殊な案件は、今後において皆さんの地元でも発生する可能性がありますので、その際には事務局と連携を取りながら進めていただきたいと思います。概要は以上となりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上で補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>他には案件がございませんので、以上で議第32号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第32号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第32号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第33号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第33号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。17ページをご覧ください。図面については別添5ページから掲載しています。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>番号1番から3番、〇〇町〇〇です。地目は田1筆、畑2筆で関係者は1名、合計面積</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>は3, 362㎡です。令和5年10月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号4番から11番、〇〇町〇〇です。地目は田8筆で、関係者は1名、合計面積は4, 525㎡です。令和5年10月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号1番から11番の各筆数は田9筆、畑2筆、合計11筆で面積は田が7, 678㎡、畑が209㎡、合計7, 887㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などのやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地と判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議の程をよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第33号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第33号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第33号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面資料は8ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の5筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は5, 082㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡し及び譲り受けの申請事由はともに裁判所の審判によるということです。申請地は所有者の死後、相続人がいなかったため代わりに相続財産管理人が管理をしています。この度、裁判所の審判により元所有者の親戚である譲受人に申請地を含めた全ての土地を贈与することが決まったため、農地部分について所有権移転の申請がされたところです。譲受人は申請地の近くに自身の農地があり、申請地の一部も既に耕作をされています。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は588㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>り渡しの申請事由は長年にわたり譲受人が耕作をしているため譲り渡す、譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、以前から借りて耕作をしておられました。今後も変わらず耕作をしていくとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしくお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第34号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第34号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第34号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第35号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ、議第35号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書21ページをご覧ください。図面については15ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は142㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は宅地拡張のため申請地を利用したいとのことです。始末書が提出されており、平成2年に申請地を庭、法面へ造成し農地転用の手続きをしないまま、今日まで利用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、申請地の300メートル以内にJRの駅があることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となります。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は313㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は自家用及び来客者駐車場並びに物置として利用したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の4筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は364㎡で</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>す。申請人は議案書のとおりで、転用目的は車庫及び進入路で転用理由は家族の新たな同居に伴い車庫、カーポート及び進入路を整備することのことです。始末書が提出されており、平成23年に車庫を改築した際、進入路も併せて舗装してしまい、農地法の認識不足により転用の手続きをしないまま今まで利用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目及び申請人は議案書のとおりで申請面積は9.9㎡です。転用目的及び転用理由は現在の墓地が傾斜地にあり、管理が困難なため申請地に移転することのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目及び申請人は議案書のとおりで申請面積は9.9㎡です。転用目的及び転用理由は現在の墓地が傾斜地にあり、管理が困難なため申請地に移転することのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号3番と同じです。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
4 番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
4 番	<p>はい、4番です。申請番号1番の案件について補足説明いたします。始末書案件ですので読み上げます。申請地は亡き親族が平成2年に住居を建築するにあたり、法面を造成し平地部分と法面部分を庭として使用してまいりました。当時は幼かったため、申請地が農地で造成を行うには農地転用が必要であることを知りませんでした。この度、相続登記にあたり農地を無断転用していることが分かりました。今回正式に申請させていただきたいと思えます。農地転用の手続きを行わず転用していたことにつきましてお詫び申し上げます。今後、このようなことがないよう農地法を厳守してまいりますのでよろしく申し上げますという事で始末書が出されております、よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
7 番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
7 番	<p>はい、7番です。申請番号3番について補足説明いたします。始末書案件となっており、聞き取りを行いましたので報告します。今回の申請に至った理由は、墓地を移設する際に転用手続きを始めたところ、宅地の進入路が農地であった事が判明したためです。この進入路は平成元年頃から牛舎への進入路として使用していたものであり、当時の親族が施工しています。周囲に与える影響は少ないと考えておられます。始末書を読み上げます。平成元年に申請地の上へ牛舎を建築し、その際に市道から牛舎への進入路も整備しました。その後、平成20年頃に牛の飼育をやめ、平成23年頃に車庫として改築し、それに併せて進入路もコンクリート舗装しました。私は農地に農業用施設を設置した場合には届出が</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>必要なことや農地の転用には農地法の許可が必要である旨をこの度知ることとなり驚いているところです。今後は、農地法等の手続きを十分に理解し、二度とこのようなことのないよう適正な手続きをとることを確約いたしますのでどうかよろしくお取り計らいくださいようお願いいたしますとして出されております。今回申請をされた方は、異動が多い職業についておられ、状況等がよくわからなかったようです。よろしくご審議の程をお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第35号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第35号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第35号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ、議第36号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書24ページをご覧ください。図面については31ページからです。 (担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は270㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟69.56㎡及び駐車場を整備されます。転用理由は現在の住まいが手狭となったため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は申請地の300メートル以内にJRの駅があることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の3筆です。申請面積は531㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。なお、既に転用許可を得ておられる農地も含めた全体の事業計画面積は、773㎡です。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地を資材倉庫と工事車両の駐車場兼資材置場として利用したいとのことです。始末書が提出されており、昭和59年に建物を増築した際、一部が申請地にはみ出していることが判明しました。その時点で、手続きすべきでしたが農地転用の手続きをしないまま利用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇の3筆です。申請面積は45.6㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、住居及び墓地への進入路として使用したいとのことです。始末書及び経過書が提出されており、申請地の登記名義人は亡くなられた故人であり、裁判所の審判によって財産管理人が転用申請されるものです。また、申請地は以前から進入路や墓地の管理地となっていたが、農地法の手続きがされておらず登記上は農地のままとされていることから申請をされるものです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は24.0㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、宅地進入路として使用したいとのことです。始末書が提出されており、平成2年の地滑り工事の際に工事進入路として整備され、その後、転用の手続きをしないまま今日まで利用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の3筆です。申請面積は777㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地に子育て支援センターを整備したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は880㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地を譲り受けて医院駐車場として使用したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域に定められていることから第3種農地と判断いたしました。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。以上報告しますのでご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>4番 はい。</p> <p>議長 はい、どうぞ。</p> <p>4番 はい、4番です。申請番号2番の案件について補足説明いたします。始末書案件ですので聞き取りシートに基づき報告します。現在の建物は亡き親族が建具業を営むために昭和50年に作業場として建築し、その後、手狭であるため昭和59年に今回の申請地に農地転用を行わず増築使用してまいりました。何故、農地に増築したのかはわかりませんが、この度、相続登記を行うにあたり増築した部分が無断転用であることが分かりました。農地転用の手続きを行わず転用したことをお詫び申し上げます。今後、このようなことを起こさないように農地法を遵守してまいりますのでよろしく申し上げますということでございますので、ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	3番の案件ですが、最初に申しあげました裁判の審判による案件でございますので、補足説明は省かせていただきます。他に補足説明はございませんか。
事務局	はい
議 長	はい、事務局どうぞ。
事務局	事務局からですが、本日、担当地区の委員が欠席でございますので聞き取りシートを預かっておりますので報告させていただきます。4番の案件で始末書が出されております。申請地を譲り受けることになりましたが、今回、対象地が農地であることが判明したことによる申請となっております。平成2年に地すべり工事の際、工事進入路として整備されたものです。始末書が提出されており、一部を読み上げますと、申請地は平成2年より進入路として利用し今日に至っております。事情があったとはいえ、農地法に違反し利用したことは誠に申し訳なく深く反省を致しております。今後は農地法を遵守することをお誓いいたしますという始末書が添えられております。以上補足説明でございます。
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、議第36号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第36号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第36号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書26ページ、議第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書27ページをご覧ください。今回の設定件数は41件で、内訳はすべて〇〇町となっております。また、借り受け戸数は2戸となっております。先月の農業委員会で説明させていただいた圃場整備関連農地が37件あり、農地中間管理機構への貸付のみとなっております。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により本案件は〇〇町でご協議いただくこととします。あの時計で14時35分まで、暫時休憩としますのご協議をお願いします。 ・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を〇〇町より発表させていただきます。

発信者	議 事 録 要 旨
12番	はい、12番です。受付番号1番から37番は、先月の農業委員会でも説明があった、圃場整備に伴うもので問題ないと考えます。また、38番から41番は受け手が認定農業者であり、これまでも実績がある事から問題ないと考えます。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	はい、ありがとうございました。ただ今、〇〇町から発表のとおり許可妥当ということですが質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第38号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを議題とします。国土調査課より説明を求めます。 (説明者 自己紹介)
国土調査課	<p>議題38号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを説明します。今回の対象の事業計画区域名は〇〇町〇〇地区、〇〇⑤-3工区でございます。初めに現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。現在、地籍調査を実施しているのは〇〇町と〇〇町の2町にて実施しています。〇〇町の進捗率は約98%、〇〇町は約85%であり、雲南市全体として約97%の進捗率となっています。これは令和5年4月1日現在の数値となります。また、参考として全国と島根県の進捗状況ですが、全国が52%、島根県は54%となっています。</p> <p>それでは今回お諮りする〇〇⑤-3工区について説明します。資料の52ページをご覧ください。〇〇⑤-3工区の実施区域図となります。太線で囲んだ箇所が今回の調査実施区域です。位置的には、〇〇ダムの南側で、東及び北は〇〇⑤-2工区、南は〇〇町〇〇、西は〇〇④-1工区に隣接となっています。調査実施面積は1.31km²を実施しています。</p> <p>次に議案書の51ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目については田が27筆、畑が6筆、合計33筆でした。調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳です。宅地が1筆、山林が7筆、原野が15筆、雑種地が2筆となっています。次に畑は全てが山林となり3筆でした。この結果、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が28筆となっています。調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目になった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。</p> <p>続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてです。まず、田については調査前の筆数は27筆、面積については2.49haありましたが、調査後につきましては筆数が0筆、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>面積が0haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は6筆で、面積については0.13haありましたが、調査後につきましては筆数が0筆、面積が0haと変動しています。筆数の変動については、地目変更により変わってきており、面積については、地目変更による筆数の減により面積変動が生じる要因となっています。また調査前の面積は登記簿の面積であり、調査後については現代の測量技術にて現地を実測した面積です。</p> <p>次に議案書の52ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地以外の地目についても調査前後の筆数、面積を載せてあります。詳細な説明については割愛させていただきますのでご覧いただきますよう、宜しくお願い致します。以上、簡単ではありますが報告とさせていただきますのでご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第38号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第38号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長へ報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議題39号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書53ページ、議第39号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定についてを説明いたします。議案書54ページをお開き下さい。この指針は、平成28年に施行された改正農業委員会法(以下「法」とします。)に基づき、農業委員会の取り組むべき業務として農地等の利用の最適化の推進を明確に位置づけています。</p> <p>今回の改定は、平成29年10月19日開催の第6期雲南市農業委員会第4回総会に当初の指針として策定された後の2回目となりますが、今回の指針を改定する上で、大きな変更点は3点でございます。1点目は、農業経営基盤強化促進法(以下「改正基盤法」とします。)第19条1項で規定されている担い手への農地利用の集積、集約化を図るための地域計画に基づく変更。2点目は、改正基盤法第5条第1項及び第6条第1項に基づき、島根県においては基本方針の変更、雲南市は基本構想の変更がなされ、この構想などを指針に反映させる必要がある事。3点目は、令和4年に発出された農林水産省経営局長通知の農業委員会による最適化活動の推進等についてに基づく最適化活動の目標の設定等に関する事項の変更の3点となっています。</p> <p>また、指針の変更にあたっては、法の規定により農業委員会の各委員の意見聴取が求められていることから、先般、ご意見をいただく機会を設けたところです。推進委員へは全体説明を11月に予定し、出された意見を軽微な変更へつなげる事として対応する予定としております。なお、本年8月と9月の総会の際に説明しました基本的な考え方の変更は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ございません。併せて、説明いたしました文言と数値についても変更をかけておりませんのでご承知おきください。それでは、議案の説明に入ります。詳細につきましては、先月、説明いたしておりますので本日は要点を絞った説明とさせていただきます。</p> <p>第1 基本的な考え方ですが、先ほど説明しました変更の3点をお示しし、農地等の利用の最適化の推進について記述しております。次に55ページ、第2 具体的な目標とその実績及び推進方法です。1. 遊休農地の解消目標は3年後及び10年後の目標を遊休農地面積1.0ヘクタールとします。また、10年後の管内の農地面積は現状を下回る3,390ヘクタールとしました。遊休農地の発生防止、解消に向けた具体的な推進方法です。従来からの農地パトロールとパトロールに基づく利用状況調査、利用意向調査を実施します。また、現場に合わせた活動を適宜実施することとします。管内の状況把握として農業委員会サポートシステムを使用しますが、雲南市においては従来からの農家台帳システム、地図システムを今後も維持し活用します。非農地判断においては、従来どおり土地所有者の意向を確認の上で実施します。</p> <p>次に、56ページの2. 担い手への農地利用の集積、集約化についてです。担い手への農地集積の現状は590ヘクタール、16.9%ですが、これを3年後は雲南市基本構想目標の67%へ、10年後は国の目標である80%として取り組みます。そのための担い手の育成と確保については表のとおりです。</p> <p>農地利用の集積、集約化へ向けては令和5年度から2年間で策定される地域計画に基づき主体的に取り組みます。また、担い手育成支援室を通じて地域計画の見直しを随時おこない、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の貸し手と借り手の意向を踏まえたマッチングを行います。更に、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、農地の利用調整と利用権設定の推進、所有者等を確認することができない農地の有効利用に努めます。</p> <p>次に、57ページ、3. 新規参入の促進についてです。新規参入においては、個人と法人のそれぞれで目標設定をしています。個人は集約的農業を想定し、10年後を10人としており、法人は土地利用型農業を想定し、10年後に4法人、60ヘクタールの農地を法人へ集積することを目標とします。これらの新規参入に向けた取り組みは、担い手育成支援室を通じて関係機関の連携を図りながら実施し、就農を目指す農業者に新規参入しやすい環境整備を図っていきます。また、新規就農フェアの開催、しまね農業振興公社を活用した企業参入の推進を図り、農業委員会は新規参入経営体の定着を図るためのフォローアップに努めます。</p> <p>最後に、58ページ、第3 地域計画の目標を達成するための役割として、農地の効率的かつ総合的な利用の実施に向けた農業委員会の役割をまとめていますので、ご覧いただくということで説明は省略させていただきます。</p> <p>最後に、本日、この指針の改定を決定していただきましたら、法第7条第4項に基づき速やかに公表をしなければならないとなっておりますので、雲南市ホームページへ公開する予定でございます。また、指針の施行日は、本日付けを予定しておりますのでご審議の程をよろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第39号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定については、提案のとおり策定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第39号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定については、提案のとおり策定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:52終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____